

第6章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない射水市」の実現を目指して、自殺対策に関する取組みの有機的な連携が図られるよう、庁内関係機関等と相互に必要な連絡・調整を行います。

また、学識経験者や関係機関、民間団体等で構成する「射水市自殺対策推進協議会」を設置し、PDCAサイクルを機能させ、計画の着実な実施や評価、見直し等を進めていきます。

2 計画の公表と周知

市民等と協働して計画を推進するためには、計画野趣旨や内容について理解を深めていただくことが重要であることから、広報、ホームページの掲載及び出前講座の実施等において、計画の公表と周知に努めます。

資料編

資料1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成30年 9月25日	第1回庁内連絡会議 ・射水市の現状と自殺対策計画策定について
9月25日～ 10月12日	庁内関係各課 関連事業の照会
11月15日	第1回射水市自殺対策推進協議会の開催 ・計画（素案）について
12月20日	市議会民生常任委員会へ計画（素案）を提出
平成30年 12月25日～ 平成31年 1月24日	計画（素案）に係るパブリックコメントを実施
2月14日	第2回射水市自殺対策推進協議会の開催 ・計画（素案）のパブリックコメントについて ・計画（案）について
3月 8日	市議会民生常任委員会へ計画（案）を提出

資料2 射水市自殺対策推進協議会委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	所属名・役職	備考
1	木田 和典	射水市医師会 会長	会長
2	片町 隆夫	射水市医師会 監事	
3	島多 勝夫	射水市民病院 院長	
4	竹内 智子	富山県高岡厚生センター射水支所 支所長	
5	藤井 順子	医療法人太閤山病院 精神保健福祉士	
6	門田 晋	NPO 法人むげん 理事長 (射水市障がい者地域活動支援センター)	
7	稲垣 和成	社会福祉法人射水市社会福祉協議会 常務理事	
8	中林 美奈子	富山大学大学院医学薬学研究部地域看護学 准教授	副会長
9	山本 幸弘	射水市学校保健会 副会長	
10	成瀬 敬雄	連合富山高岡地域協議会 射水地区協議会 副議長	
11	砂原 良重	射水商工会議所 事務局長	
12	山田 純	射水警察署 生活安全課長	
13	布目 昌平	射水市消防本部 防災課長	
14	串田 伸男	射水市老人クラブ連合会 副会長	
15	石黒 勝久	射水市地域振興会連合会 監事	
16	中川 由紀子	射水市民生委員児童委員協議会 会長	
17	尾上 明子	射水市ヘルスボランティア連絡協議会 会長	
18	坂本 美奈子	NPO 法人りばてい-One 代表	

資料3 射水市自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を実施することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、射水市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者並びに次に掲げる機関及び団体（以下この項において「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 教育機関
- (3) 商工労働機関
- (4) 警察・消防機関
- (5) 民間団体
- (6) その他市長が必要と認める団体等

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 会議を公開することにより、協議会の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報保護)

第6条 委員及び会議に出席した者は、射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)の規定を遵守するとともに、会議の上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行後の最初の委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。

射水市いのち支える自殺対策推進計画

発行日：平成31年3月

発行：射水市

編集：射水市福祉保健部保健センター

TEL：0766-52-7070

FAX：0766-52-7073

E-mail：hoken@city.imizu.lg.jp